

<報道発表資料>

カテゴリー:危機管理

令和5年11月21日

令和5年6月から9月の高温・干ばつによる農業災害の特別災害の指定について

令和5年6月から9月の高温・干ばつによる農業災害について、埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づいて特別災害に指定することを決定し、関係者と連携して被害を受けた農業者への支援を行っていきます。

1 災害の概要

(1) 災害を受けた市町（17市7町）

さいたま市、川越市、熊谷市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、桶川市、久喜市、北本市、三郷市、蓮田市、幸手市、白岡市、伊奈町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、寄居町、宮代町、松伏町

(2) 農作物の被害規模（速報値）

農作物	被害面積	被害見込金額
水稲、大豆	1,527ha	500,814千円

(3) 特別災害の指定日

令和5年11月21日

2 県・市町による支援

- (1) 次期作用種苗及び肥料購入費の補助
- (2) 農業災害資金の融資に対する利子補給の補助（実質無利子化）
- (3) 次期作に向けた高温対策の指導

※(1)(2)については、条例に基づく要件あり